

日本スポーツとジェンダー学会 第11回大会

期 間 2012年7月7日(土) 13:00 ~ 7月8日(日) 16:00

会 場 学習院女子大学 2号館
東京都新宿区戸山 3-20-1 <http://www2.gwc.gakushuin.ac.jp/>

主 催 日本スポーツとジェンダー学会

協賛・後援 日本スポーツ体育健康科学学術連合

後 援 公益財団法人 日本体育協会
公益社団法人 全国大学体育連合
公益財団法人 笹川スポーツ財団
公益財団法人 東海ジェンダー研究所
女性科学研究者の環境改善に関する懇談会

協 賛 大塚製薬株式会社

2002年に研究会として発足した本会は、2005年に学会として生まれ変わったのち、昨年、第10回記念大会を迎えることができました。節目の年であった昨年は、これまでの10年を振り返りつつ、日本における唯一のスポーツとジェンダーに関わる学会として、本学会に「固有な」学術的成果を確認・発信することを一つの柱として進められました。「体育学・スポーツ科学分野においてのみ可能なジェンダー視点での研究とは何か」という問いにあらためて向き合ったのです。そこでは、スポーツに関わる主体としての身体の「多様性」を「個の尊重」という視点から主として考えてきた本学会のこれまでの姿勢が再確認され、「多様な個人のためのスポーツ」という未だ解決途上にある問題をさらなるステージに進めるための契機になったのではないのでしょうか。

第11回大会として新たなステージに踏み出す今大会では、その第1歩として国際的な課題に取り組みます。2012年3月の春季研究交流会における会員相互の議論を踏まえ、研究委員会でさらに検討を重ねた企画内容です。「多様性」というキーワードを中心に掲げ、それを「文化の尊重」と「人権・ジェンダー」という2つの視点から、スポーツの現実の中に顕在・潜在する問題について議論したいと考えています。前者については、ヨーロッパ・国連中心の共通規準と各文化の固有性との関係等、後者については、共通する保障すべき人権と社会によって異なりうる人権規範との関係等について議論を展開します。

学会大会全体のテーマは「開発におけるジェンダーとスポーツ」としました。途上国における開発支援をジェンダーの視点で捉え、そこでスポーツがどのような機能を果たせるかを模索します。開発はプラスの評価が十分にある一方で、価値の押しつけ等のマイナスの側面も指摘されています。それぞれの国や地域は、それぞれに異なる歴史や風土、社会や文化さらには宗教等を有しています。多様な国々の多様な社会において、スポーツとジェンダーの網目の糸はどのように織りなすことができるのでしょうか。

このような問題意識を背景に、第1日目は、基調講演の講師として、原ひろ子氏（城西国際大学客員教授）をお招きし、「開発と健康」というテーマでお話し頂きます。また、シンポジウムではコーディネーターを來田享子氏（中京大学）に託し、「開発におけるスポーツとジェンダー」をテーマに、3分野の登壇者によって、①開発支援現場におけるスポーツに関する報告・提言（山口拓氏）、②JICAの協力事業を通じた開発とジェンダーに関する報告・提言（甲斐田きよみ氏）、③「スポーツと文化と女性」の多様性の観点からの報告・提言（荒井啓子）を予定しています。さらに、国際社会における開発や援助の問題は、現在日本が直面している東日本大震災の復興支援にも共通するものと考え、第2日目には、鈴木るり子氏（岩手看護短期大学）を講師としてお迎えし「災害復興と健康・ジェンダー」に関する特別講演をお願いしました。ディスカッションの北田和美氏（大阪女子短期大学）を中心に、すべての参加者とともに活発な議論が展開できることを期待しています。

2日間を通じて、スポーツとジェンダー研究への新たな知見を見出して頂くとともに、多くの参加者との交流によって研究の広がりを楽しんで頂きたいと願っております。

最後になりましたが、実行委員をはじめとする本大会をお支えくださったすべての皆様に心より感謝申し上げます。

【会場案内】

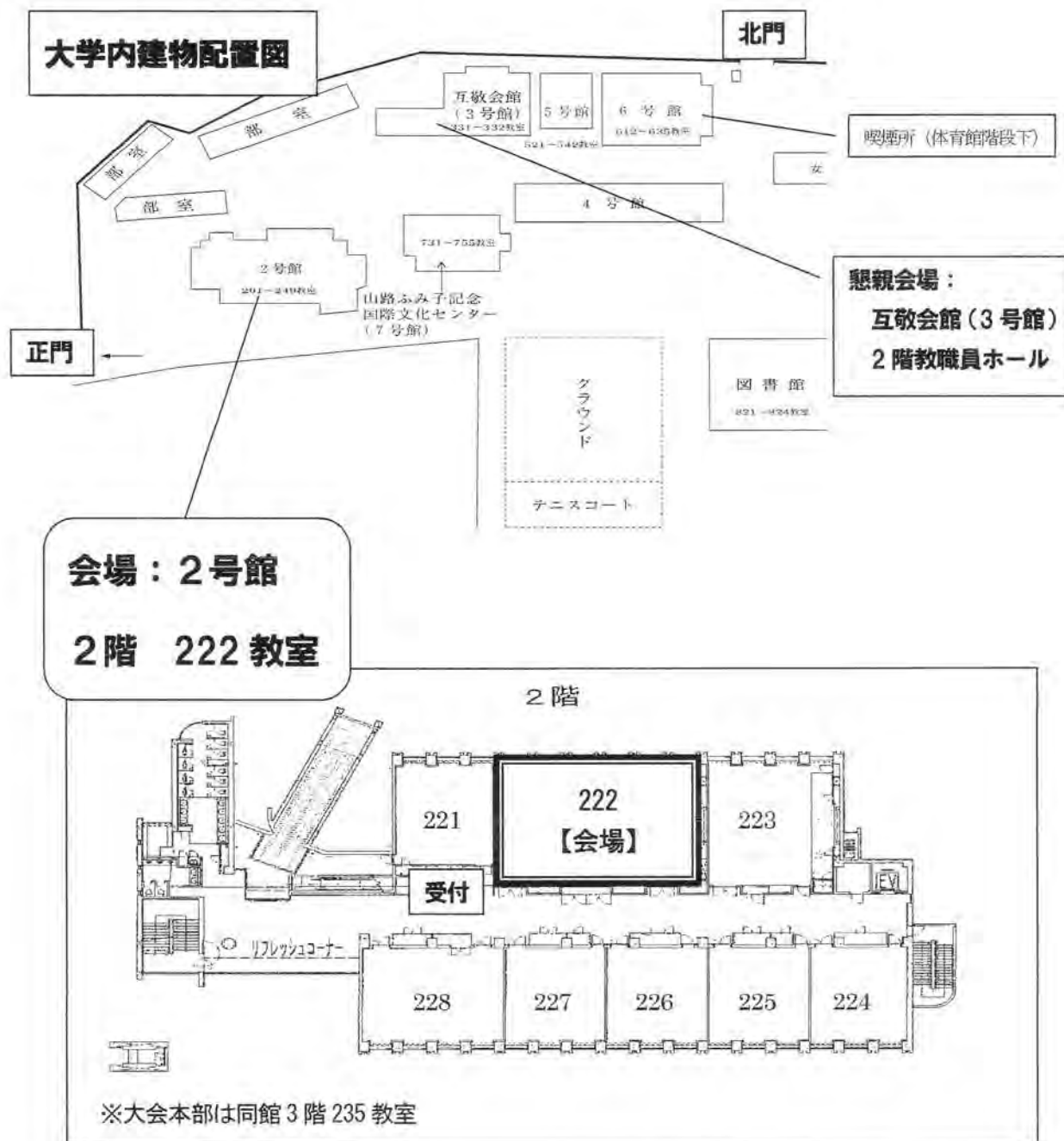
学習院女子大学

〒162-8650 東京都新宿区戸山3-20-1 TEL : 03-3203-1906 (代表)

東京メトロ副都心線「西早稲田」駅下車 徒歩1分

東京メトロ東西線「早稲田」駅下車 徒歩10分

JR 山手線・西武新宿線「高田馬場」駅下車 徒歩 15 分



*クロークは受付にて承ります。

*建物内は全館禁煙です。喫煙をされる方は、6号館(体育館)階段下の喫煙場所をご利用ください。

参加者のみなさまへ（諸連絡）

- ネームタッグは大会期間中、常時ご着用ください。大会終了後またはお帰りの際に、回収箱にご返却ください。
- 建物内は全館禁煙です。喫煙をされる方は、6号館（体育館）階段下の喫煙場所をご利用ください。
- キャンセルによる大会参加費および懇親会費の返金には応じかねますので、ご了承ください。
- 懇親会は1日目18:30より互敬会館（3号館）2階にて行います。事前に申し込まれた方は開始時間までに直接会場にお集まりください。なお懇親会への当日の参加申込みは受付にて承っております。係員までお申し出ください。
- 大会の様態を記録するため写真を撮影いたします。参加者のみなさんのプライバシーには十分配慮し、会場後方からの撮影を行います。あらかじめご了解くださいますようお願い申し上げます。

アンケートご協力のお願い

より充実した大会を開催するため、参加者のみなさんにアンケートへのご協力をお願いしております。受付時に配布されたアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されたアンケート回収ボックスにご提出ください。皆様のご意見をお待ちしております。

日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」の施行（2005年4月1日）を受け、日本スポーツとジェンダー学会（以下本学会という）主催の学会大会における会員以外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記のとおり定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合に、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織運営および研究事業においてもこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

1. 大会参加のための手続書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本学会は、会員外の参加者のみなさんから参加手続で取得した氏名、住所など個人情報を、以下の目的のみに利用します。

- 1) 当該大会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、本学会事務局（e-mail: info@jssgs.org）までお寄せください。

運 営 組 織

JSSGS 第 11 回大会 実行委員会

役 割	氏 名
大会委員長	井谷恵子
実行委員長	荒井啓子
事務局／総務	○田原淳子、井谷恵子、高峰 修、登丸あすか、丹羽劭昭、松宮智生 学習院女子大学 SS：生田目美佳、下田菜津美 国士舘大学 SS：田中伸弥 明治大学 SS：堀内祐樹 (以上 4 名の SS は「研究」と兼任)
研 究	○建石真公子、飯田貴子、波多野圭吾、福富 護、來田享子 SS：「事務局／総務」と兼任
財 務	○小石原美保、熊安貴美江
受 付	○水野英莉、岡田 桂、掛水通子、中山 健、前田博子 学習院女子大学 SS：関 佳美、高瀬 萌 東京学芸大学 SS：桶熊彩美 (7 月 7 日)、真鍋隆祐 (7 月 8 日) 文京学院大学 SS：山下波瑠菜 (7 月 7 日)、佐々木萌子 (7 月 8 日) 明治大学 SS：赤津杏奈、鈴木 悠
会 場	○後藤光将、阿江美恵子、井谷聡子、藤田恵理 学習院女子大学 SS：村尾真慧、若山理衣 国士舘大学 SS：横山 光 東京学芸大学 SS：田中将太 (7 月 7 日)、金子真弓 (7 月 8 日)
広 報	○平川澄子、鈴木楓太、藤山 新、松田恵示
接 遇	○太田あや子、合場敬子、白井久明
記 録	○木村華織、新井喜代加、斎藤文彦

○：チーフ。チーフ以外は五十音順

SS：学部生、大学院生等によるサポートスタッフ

大会日程

大会テーマ：開発におけるジェンダーとスポーツ

1日目：7月7日（土）

12:30	13:00	13:15	14:45	15:00	18:00	18:30	20:00
受付	開 会 接 拶	基調講演 「開発と健康」 (2号館)	休憩・交流 情報交換	シンポジウム 「開発におけるジェンダーとスポーツ」 (2号館)	懇親会 (互敬会館)		

2日目：7月8日（日）

9:30	12:00	13:30	15:00	15:15	16:00
一般発表 (2号館)		休憩・交流 情報交換	特別講演 「災害復興と健康・ジェンダー」 (2号館)	総 会 (2号館)	

大会プログラム

大会テーマ：開発におけるジェンダーとスポーツ

< 7月7日（土） >

13:15 ～ 14:45

基調講演
「開発と健康」

講師 原ひろ子（城西国際大学客員教授）
司会：福富 護（東京学芸大学名誉教授）

15:00 ～ 18:00

シンポジウム
「開発におけるジェンダーとスポーツ」

開発協力におけるジェンダー課題への取り組み：ナイジェリア北部における女性の生活向上支援

甲斐田きよみ（元JICA派遣専門家、名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程）
文化／スポーツ／女性の多様性の観点から：「開発とジェンダー」への問いかけ
荒井啓子（学習院女子大学教授）

開発支援現場におけるスポーツとジェンダーに関する報告および提言：カンボジアの体育支援事業などに関する検討を中心に

山口 拓（ハート・オブ・ゴールド理事）
コーディネーター：来田享子（中京大学教授）

18:30～20:00 懇 親 会 （会場：互敬会館〈3号館〉2階）

< 7月8日（日） >

9:30～ 12:00 一般発表

- ①9:30～9:55 座長：小石原美保（国士舘大学）
「フクシマ女子駅伝」是非言説にみる女子選手の不在
井谷恵子（京都教育大学）
- ②9:55～10:20 座長：合場敬子（明治学院大学）
競技者の視点からみた女子総合格闘技ルールの課題：「危険」を理由に禁止される行為と競技者の意識
松宮智生（国士舘大学大学院）
- ③10:20～10:45 座長：阿江美恵子（東京女子体育大学）
Colonize This! : 女性のアスリート・コーチ・理事・レフリーの経験から
荒木香織・小谷郁（兵庫県立大学）
- ④10:45～11:10 座長：芹澤康子（至学館大学）
生徒の意識の変容を促す「性」の学習
宮本乙女（お茶の水女子大学附属中学校）
- ⑤11:10～11:35 座長：飯田貴子（帝塚山学院大学）
「ホモソーシャルティ」概念の実証的検討：「体育会系」アメフト部におけるエスノグラフィ研究より
関めぐみ（大阪府立大学大学院）
- ⑥11:35～12:00 座長：近藤良享（中京大学）
いのちのシステムを理解し実践する科学教育としての身心一体科学：Equality
の科学の視座構築に向けて
跡見順子・清水美穂・藤田恵理（東京大学セルツォーボディダイナミックラボ）

13:30 ～ 15:00 特別講演
「災害復興と健康・ジェンダー：
東日本大震災後の保健師による全戸家庭訪問健康調査から見てきたこと」
講師 鈴木るり子（岩手看護短期大学教授）
コーディネーター：建石真公子（法政大学教授）
ディスカッサント：北田和美（大阪女子短期大学教授）

15:15 ～ 16:00 総 会

日本スポーツとジェンダー学会第 11 回大会 発表抄録

基調講演	9
シンポジウム	10
一般発表	17
特別講演	23

基調講演

開発と健康

—日本スポーツとジェンダー学会への期待—

原ひろ子 (城西国際大学)

キーワード: ジェンダー、開発、健康、女性、国際的課題

はじめに

ジェンダーの視点に立つ「開発と健康」研究は、単に開発途上国に関しての健康とジェンダーに関する研究を行うものではない。いわゆる「開発課題」は、人類のあらゆる社会に存在しているものである。そして、ジェンダー研究は単に社会的文化的に二分される両性の現実のみを対比して考察するのではなく、人間のあらゆる性別区分の状況を包摂し、それを多様な社会的文化的性のありようとして位置づけた上で、健康課題を研究するものとしていきたいと筆者は考えている。

「開発」という語が用いられる場合、開発途上国の状況を指していることがあるが、本日は、地球上のあらゆる国や地域、またその中の都市や村落のすべてにおける住民生活にとっての「よりよい方向への変化」を指すこととしたい。

1. 国連で用いられる用語の日本語訳の変遷

ところで、国連では、1972年の第27回総会において、1975年を国際婦人年とすることが決議された。その目的は、全世界が「男女の平等を実現し、発展と平和をめざす」とされた。このとき、日本政府は“development”を「発展」と訳したのであった。しかし、1995年9月4日~15日に政府間の会議である「第4回世界女性会議：平等、開発、平和のための行動」が北京で開催された際には、日本政府は、“development”を「開発」と訳すようになり、今日に至っている。さらに、“women”の公式日本語訳が「婦人」から「女性」に変わったことも注目に値する。日本語の「婦人」は、成人女性を意味するが、北京会議では「少女」が新たに重点領域に加えられ、「女性」と記されるようになった。

なお、1975年の時点では、いわゆる「開発」課題は、「発展途上国」の抱える課題であると国際的に認識されていたが、1980年代後半からは、いわゆる先進工業国にも、さまざまな領域で「開発課題」が存在すること、特に、ジェンダー・バイアスのない社会をめざそうとする場合には、先進工業国こそ、大きな「開発課題」を抱えているという議論が生まれてきた。

2. 「多様な社会的文化的性」と「生物としてのヒトの性のありようの多様性」

これまでのジェンダー研究の成立過程においては、以下のような状況があった。まず、往々にして「人間＝男性」として構築されてきていた知の領域に挑戦し、「人間には女性も含まれる!」という主張のもとに、女性学(Women's Studies)を成立させようという1960年代以降の努力が存在し、その延長としてジェンダー研究が生まれてきた。そして、2010年代の現在でも、「多様な社会的文化的性」のありようを示す人間と、「生物としてのヒト(homo sapiens)の性のありようの多様性」との関連に関する研究は、かすかにその緒についた段階であるといえる。

スポーツとジェンダーに関する研究を中心としておられる「日本スポーツとジェンダー学会」においては、「多様な社会的文化的性」のありようを示す人間とまた「生物としてのヒト(homo sapiens)の性のありようの多様性」の両者に関連する研究の進展が期待される。

3. 国連での動きと研究活動に先立つ NGO の実践活動

3-1. 国連機関の活動

3-2. 国際人口・開発会議と「健康ジェンダー」

3-3. 日本における「人口・健康とジェンダー」に関する研究

3-4. 性差医療とスポーツ医学の協働への期待

4. 国際的な課題

4-1. リプロダクティブ・ヘルス(家族計画/性感染症/中高年女性の健康/リプロダクティブ・ライツ)

4-2. 女性に対する暴力の根絶

4-3. 女性の教育水準の向上(栄養/身体運動/女性性器切除/医療へのアクセス)

4-4. 災害/紛争・難民と身体と心の健康

5. 身体を動かし心を動かすこと

—日本スポーツとジェンダー学会への期待—

シンポジウム「開発におけるジェンダーとスポーツ」

趣旨およびディスカッションの方向性

コーディネーター：来田享子（中京大学）

テーマ設定の背景

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）第11回大会の全体テーマは「開発におけるジェンダーとスポーツ」である。このテーマの決定の背景には、昨年度第10回大会の基調講演時の質疑がある。同基調講演では、講師として Gudrun Doll-Tepper 氏（ベルリン自由大学教授、IOC 女性とスポーツ委員会委員）をお招きし、国際オリンピック委員会（IOC）によるオリンピック・ムーブメントを通じての女性、多様なマイノリティとスポーツとの関わりをより望ましいものにしようとする取り組みについて講演を行っていただいた。この講演の質疑では、イスラム社会の女性に関するジェンダーとスポーツ、および途上国への開発支援の際のジェンダーとスポーツという視点の重要性が確認された。この視点はすなわち、上述の「より望ましい」とは、誰にとって何が望ましいのかについて、短期的・中長期的展望をもって認識し、実践に結びつけることの必要性を指摘するものであった。

JSSGS における議論をさらに遡れば、学会設立 10 年間で行ってきた主要な議論は、スポーツにおけるジェンダー視点を含む問題の究明と課題解決に関し、身体性の多様性と個の尊重の視点から行われてきた経緯がある。この 10 年を経て、学会が議論してきた「多様性」について、身体文化を含む「文化」のレベルでの概念的枠組みとして捉えたいという課題意識が醸成されてきた。

開発とスポーツを取り巻く国際動向

国連は 2015 年までに達成すべき目標として 8 項目のミレニアム開発目標（MDGs）を掲げ、それに寄与することができる重要な領域のひとつにスポーツないし身体活動が含まれている。この動向におけるジェンダー視点を含むアプローチは、SDP IWG¹が発行した文書“*Harnessing the Power of Sport for Development and peace: Recommendations to Governments*”（2008 年）の第 4 章“*Sport and Gender: Empowering Girls and Women*”に詳しく述べられている²。

IOC もまた、スポーツを主軸とする教育的・社会的運動を牽引してきた立場から、こうした国連の活動に積極的に関与しはじめている。国連平和と開発のためのスポーツ事務所（UNSDP）と IOC が共同で主催した国際フォーラムは、昨年までに 2 度開催され、その第 2 回平和と開発のための国際スポーツフォーラム（2011 年 5 月 10～11 日、於ジュネーブ・国連本部）の成果として、勧告（Recommendations）が示されている³。以上のように、国連と IOC の動向を例にとっても、「開発」分野と「スポーツ」分野の親密さは増しているといえる。

「開発」をめぐる評価の対立

一方、「開発」をめぐるのは、E. サイド『オリエンタリズム』（1978 年）が旗手ともされるポストコロニアリズムの立場からの批判など、先進国から途上国に対する、①価値の押しつけ、②経済活動における資本主義的搾取、③資源の搾取など、マイナス面が指摘されている。同様に反グローバリゼーションの観点から、オリンピック・ムーブメント等西洋近代スポーツを核とする社会的運動に関しても批判的見解と打開への道が示されてきた⁴。

他方、それでもなお「開発援助」を必要とする国や社会は国際的に多数存在するという立場をとりつつ、途上国等の経済発展の遅れは、単に「経済的」な問題

マを踏まえ、この第 4 章の日本語訳出を分担し、それにもとづく議論を行った。参加者の訳出成果は本学会研究誌「スポーツとジェンダー研究」第 11 巻に掲載される予定。

3 フォーラムの報告書は http://www.un.org/wcm/webdav/site/sport/shared/sport/pdfs/Reports/10-11.05.2011_UN-IOC_FORUM_Geneva_REPORT_EN.pdf, IOC サイト版の勧告は http://www.olympic.org/Documents/Conferences_Forum_and_Events/2011-IOC_UN/Final-recommendations-IOC-UN.pdf から閲覧可（2012 年 6 月 23 日現在）。このフォーラムについては IWG サイトでもとりあげられている。

4 1990 年前後から IOC や IOA（国際オリンピック・アカデミー）が関与する研究会でもこうした見解を持つ研究者が講師として招聘されるなどの動向がある。例えば、以下の文献を参照されたい。L.DoCosta(2002) *Olympic Studies: Current Intellectual Crossroads*, Editora Goma Fillo（<http://www.la84foundation.org/SportsLibrary/Books/OlympicStudies.pdf>）

1 UNSDP 内に設置された研究調査機関。この詳細は本シンポジウムの山口報告参照。

2 JSSGS2011 年度春の研究交流会では、第 11 回大会のテ

だけではないことも指摘されてきた。インドの経済学者アマルティア・センらの研究功績により、民主主義が低調で、階級差別、性差別等の存在する社会では、富の偏在、識字率の低さのために、そもそも経済発展に加われない人々が多く生じることが明らかになっている。こうした見解は、例えば GNP に代わる指標として国連開発計画 (UNDP) においては人間開発指数 (HDI) を活用する動向へと結びついている。

以上の開発をめぐる評価の対立やそこから生み出されてきた改善を模索する動きは、開発・ジェンダー・スポーツの三者を結ぼうとする本シンポジウムにとっても、重要な意味を持つ。なぜなら、ジェンダーとスポーツの観点での、開発をめぐる対立の様相とはいかなるものであるのかを明確にし、そのような対立によって議論が深められてこそ、可能な改善の道筋が見えてくるだろうからである。

シンポジウムの具体的な問題関心

そこで、本シンポジウムの具体的な問題関心として、次の三点をあげておきたい。

- (1) ジェンダーとスポーツの観点での「開発」の評価の対立：開発のメリット、デメリットはどこに、どのように存在すると考えられるのか
- (2) ジェンダー視点あるいはスポーツ・身体活動の基盤をなす「文化」の差異を勘案した場合の開発の実効性を問うこと
- (3) スポーツにおけるジェンダー視点を活かした実践方法とはどのようなものであるのか

上記(1)については、先に述べたとおり、対立の様相をより具体的に捉えるとともに、その対立の溝が深くとも、建設的な方向性を見いだす議論に結びつけることができればと考える。

上記(2)については、次のような視点を提示しておきたい。閉鎖的で伝統的な、ジェンダー支配のもとにある社会(コミュニティ)における女性に対して、国外からのオルタナティブな支援やサポートは必要であるとするのが、開発におけるジェンダー視点の重要性の一つである。ジェンダーという視点は、社会関係の中で生じる、性別や性文化を根拠とする、性別によって異なる役割や地位を見直すことを要請する。

これに対し、各社会や国は、固有の宗教、文化、伝統、歴史等を有し、特に男女の関係は、公的にも私的にも、そのような文化と切り離せない面が多い。それでは、実際にそれぞれの社会において、支援に実効性を持たせつつ、同時にジェンダーという視点、あるいは身体活動を活かすためには、どのように考えればよいのか。

上記(3)については、次のような視点を提示しておきたい。これまでの学会における議論でも問うてきたことであるが、スポーツにおいてジェンダーの視点を生かすとは、どのようなことなのだろうか。その前提として「スポーツ」がなぜ必要か、という問題も存在するが、ここではひとまず、身体的健康、精神的健康、自尊心の育成、社会関係の構築、閉鎖社会における女性に対して「公的」に集まれる場所を提供する等、スポーツの意義は多様に存在すると考えておくこととする。その上で、途上国の女性・男性が平等に参加する／何らかの観点でより支援を必要とする側の開発に向けては、具体的にはどのような「スポーツ・プログラム」が適切なのか、を考察する。この考察には、日本における「ジェンダーとスポーツ」に関するこれまでの議論も寄与するであろう。

以上述べたような、背景および問題関心にもとづき、本シンポジウムでは、次の3名の登壇者に各テーマでのご報告をお願いした。

<報告1>

開発協力におけるジェンダー課題への取り組み ナイジェリア北部における女性の生活向上支援

甲斐田きよみ氏(元)ICA専門家・名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程)

<報告2>

文化／スポーツ／女性の多様性の視点から 「開発とジェンダー」への問いかけ

荒井啓子氏(学習院女子大学)

<報告3>

開発支援現場におけるスポーツとジェンダーに関する報告および提言 カンボジアの体育支援事業などに関する検討を中心に

山口 拓氏(NPO ハート・オブ・ゴールド・筑波大学)

シンポジウムの進行方法

- ・ コーディネーターからの趣旨説明：約10分
- ・ 登壇者の報告：30分×3題
- ・ 休憩(この間に質問紙記入、回収、分類)：20分
- ・ 質問紙にもとづく質疑応答および議論：30分
- ・ 登壇者の報告および議論のまとめ：5分×3名
- ・ コーディネーターまとめ

参加者のみなさんには、議論が深まるよう質問紙への記入や議論に積極的に加わっていただくことをお願いしたい。

シンポジウム

開発協力におけるジェンダー課題への取り組み

ナイジェリア北部における女性の生活向上支援

甲斐田きよみ(元) JICA 専門家、名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程)

キーワード: ジェンダー、ナイジェリア、イスラーム、女性の生活向上

1. はじめに

発表者がナイジェリアで出会ったハンナトゥという女性は、自分が抱えている問題として「夫は夕食のスープに肉がはいっていないと、いつも私を殴ります。でも、夫は肉を買いお金を渡しません」という話をした。この女性はムスリムでナイジェリア北部に多いハウサ人であった。ハウサ人ムスリムの婚姻契約では、夫が妻を扶養し衣食住など全ての必要を賄うこと、妻は夫に従い家事・育児をし、婚姻関係の維持に努めることとなっている。従ってスープを作るのは妻の役割だが、肉を買いするのは夫の役割で、この役割を果たしていないのは夫のほうである。妻は夫を非難することも出来ず、自分で自由に使える現金収入を自分で得たいと望んでいた。しかし教育の機会も十分に受けず、夫の許可なく外出することに制限がある女性にとって、自分で現金収入を得ることは簡単なことではない。ハンナトゥの夫も「貧困層」に属するかもしれないが、「貧困世帯」の問題としてみると、世帯の中の貧困、世帯内のジェンダーによる不平等の問題を見逃してしまう。

ナイジェリア北部の女性の結婚・出産に関する状況は、1990年からあまり変化がない。女性は15歳前後で結婚し、2,3年後に出産し、その後も2年半ごとに出産を繰り返し、生涯で7人程度の子どもを産む。出産前に医療機関で検診を受ける女性は半数以下で、出産時に誰の介護もなく出産している女性は2008年で約40%になる。妊産婦死亡率は北東部で1549件/10万件、北西部で1025件/10万件と非常に高い

(NDHS:1990,2008)。一夫多妻の状況も1990年以来あまり変わらず、半数以上の女性は夫に自分以外の妻がいる。教育に関しては初等・高等教育修了の女性の割合は増加している。学校教育を全く受けていない女性の割合も減少しているが、2008年で依然74.2%にのぼる(NDHS 2008)。

2. ナイジェリア政府のジェンダー課題への対応

ナイジェリアは1975年の第1回世界女性会議に参加し、翌年、連邦社会開発・青年・スポーツ省に女性

開発部を設置した。1982年には「開発と女性」に関する全国委員会が設立され、1985年にはCEDAW(女性差別撤廃条約)を批准している。このようにナイジェリア政府は1975年に始まる国連女性の10年の取り組みの影響を受けて制度を整えてきた(チュクマ、1994)。1987年には大統領夫人が村落部の女性の生活改善プログラムである「ベターライフプログラム: BLP」を開始した。村落部の女性を対象に農業、保健衛生、識字教育、手工芸品製作、協同組合設立など多様な活動が全国で実施された。女性センター(WDC: Women Development Centre)と呼ばれる女性が識字や洋裁・編み物などのスキルを学ぶ場が、このプログラムのもとで全国に建設された(BLP,1994)。1999年に軍事政権から民主政権へと移行し、WDCに関わる国家プログラムは消滅しWDCは財政・人的リソース不足から次第に荒廃した。連邦女性省付属の国立女性開発センター(NCWD)はナイジェリアのジェンダー課題に関わる調査・研修・研修を実施する機関だが、2001年から2005年にかけて全国のWDCの現況調査を実施し、519のWDCの存在が明らかになった。しかし施設は老朽化し、機材や材料が不足し、多くのWDCは十分に機能していなかった。NCWDは調査の結果を2004年の全国女性評議会に報告し、その結果、WDCの活用必要性が認識され始め、2006年の全国女性評議会で「NCWDが全国WDCの活性化に向けたガイドラインを作成する」ことが決議され、NCWDのマンデートとされた。JICA(独立行政法人国際協力機構)は、NCWDが女性センター活性化ガイドラインを作成することを支援することを決め、2007年1月より3年間の予定で「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト」を開始した。

3. JICAによる取り組み: 女性センター活性化支援

プロジェクトは、まずガイドラインを策定するための女性センター活性化のモデル生み出すために、ナイジェリア北部のカノ州6箇所の女性センターで女性センター活性化に向けた活動を実施した。プロジェクトは「女性センター活性化」を次の3点から見ている。

- ①女性センターのサービスの質向上
- ②女性センターへの肯定的認識向上
- ③女性センターのマネージメント向上

女性センターが女性たちのニーズに沿うサービスを提供できなければ生徒は集まらない。またカノ州では夫の許可がないと女性が外出することが難しいので、夫や宗教的・伝統的リーダーといったコミュニティの人々が女性センターに対して「女性センターは役に立つところ」という認識を持ってもらうことが大切である。さらに、女性センターが活動の運営管理をうまく出来なければ、持続して良い活動を維持することは難しいであろう。この3点を強化するために、プロジェクトは様々な活動を実施した。①に対しては、女性センター講師に対するスキルアップ研修、他州の先進的女性センターへのスタディ・ツアー、卒業生が起業できるような支援等である。②に対しては、ラジオ番組で女性センターの利点を伝えたり、コミュニティでドラマを演じて女性センターによる変化を伝えたりという啓発活動を実施した。③に対しては、女性センター講師に対して生徒・講師の出席記録や機材・材料の管理、会計など事務処理能力の強化を実施した。

4. 人々の変化

女性センターに通い始めて、女性達は得たスキルで洋裁や編み物の製作販売を自宅で実施し自分の収入を得ることが出来るようになったという変化が多くの女性から聞かれるようになった。またスキルを身につけ収入を得ることで、自分に自信をもつようになったり、講師や他の生徒と交流することで社会的になったりという変化があるという。女性センター卒業生の夫たちは、妻が洋裁や編み物の技術を学び収入を得るようになったことで家計が助かるという。ナイジェリア北部のハウサ社会では世帯に必要な食料、住居、衣服、教育など全て男性が与える責任があるが、厳しい経済状況の中で夫一人の収入では家族を養えない現実があり、わずかな出費を巡って夫婦間でケンカが絶えなかったが、妻が経済的に貢献出来るようになり、言い争いが減ったという。また、女性センターで様々な情報を得たり、字の読み書きを習ったり、他の生徒や講師たちと交流したりするなかで、妻が社会的になり物事をよく知り良い意見を言うようになったので、妻の話に耳を傾けるようになったという。今では家庭内の問題を一緒に話し合うようになったという意見もあった。また、女性センターで保健衛生の知識を習ったため、家の中が清潔になり病気の予防をし、家族が健康になったという。子どもの健康や衛生にも注意を払い、学校

の宿題を見てあげるようにもなり、子どもの教育に関心が強くなったという意見もあった。このような妻の変化を見て、夫は妻にミシンや材料を買ったり、マーケットから材料を仕入れてきたり、更に掃除や料理、子どもの世話など家事も手伝う例も出てきた。コミュニティには家事を手伝う夫は「妻にコントロールされている夫」とみなされるが、卒業生の夫達は、家事をするのも収入を得るのも夫と妻の2人が責任を持つことだと気付いたという。また、コミュニティの伝統的・宗教的リーダーが女性センターの活動を評価するようになり、コミュニティの男性に対して妻や娘を女性センターに送るよう推奨するようにもなりコミュニティの人々の意識も変化が見られた。

5. おわりに

ジェンダー課題は非対称の力関係によって生じている課題であり、一つの介入で改善することは難しく、包括的で長期的な取り組みが必要となる。ナイジェリアの例から学べることは、女性だけを対象にするのではなく、男性やコミュニティで発言力のある人々に対する啓発活動を組み合わせることで、女性の活動を促進できることである。短期的には既存のジェンダー規範を受容せざるを得ない場があっても、長期的なジェンダー平等を目指しつつ、実施可能な目の前のことを着実に積み上げることが必要であろう。

【参考文献】

- BLP (1994). Four years of the Better Life Programme for the Rural Woman. B. L. P. f. t. R. Woman).
- Federal Ministry of Women Affairs and Social Development (2006). "National Gender Policy."
- NDHS (1990) (2008). Nigeria Demographic and Health Survey 1990, 2008.
- Sada, I. N., F. L. Adamu, et al. (2005). Promoting women's right through Sharia in Northern Nigeria, British Council.
- チュクマ “ナイジェリアの女性センター：現状と課題” 「婦人教育情報 NO.30」 国立婦人教育会館、1994

シンポジウム

文化／スポーツ／女性の多様性の観点から

ー「開発とジェンダー」への問いかけー

荒井啓子(学習院女子大学)

キーワード：女性、イスラーム、近代スポーツの参入と介入、新しい潮流と競技特性、文化複合

はじめに

「文化」が国や地域によって多様であるということは自明のことである。自然がもたらす気候・風土に影響を受けつつ、その条件下で形成された社会における制度、慣習、生活様式、価値観などは、それぞれに固有の特徴を有する。さらに個人の意識や行動はより個別的で複合的であるといえる。

したがって、ある国や地域に、「開発としてのスポーツ」あるいは「スポーツによる開発」または「スポーツそのものの開発」が関わろうとする時、その国または地域のもつ文化の個別的な要素を考慮することは当然のことと思われる。いうまでもなく、それぞれの文化に応じた多様なスポーツの受容や伝播の形があるであろうし、他方、経済的・物質的状況を含めた生活の質やその認識によって「開発」の意味や種類が異なってくるであろう。

また、スポーツを、広く「身体運動文化」と捉えて「スポーツ教育」や「健康教育」に向き合う場合と、「近代スポーツ」と限定して競技スポーツの「開発」に向き合う場合も視点を変える必要があるのではないだろうか。

「開発」は、時に「支援」になり、時に「協力」になり、あるいは「協同」や「協働」になりうる。しかし、時に、一方的な価値の押しつけや伝統的な文化への無用な介入になるというマイナス面も想定される。そこに参入する「スポーツ」や「開発」の意味は慎重に問われなければならないであろう。ここでは、「開発」の意味を広義に捉え、受け入れ側にとっての「導入」や相互の「参入」の可能性や是非について議論を進めたい。

そこで、無数に存在する「文化」・「女性」・「スポーツ」のそれぞれの在り方の中から、多様なイスラームの多様な女性たちのスポーツ事象を事例として取り上げ、イスラーム文化の中で培われてきた女性の生き方とそれに付随する身体観に、ヨーロッパ近代の所産である近代スポーツとジェンダー視点がどのように交差するのかを読み解きたい。また、それらがどのような意味や仕組みをもって接近できるのか、その可否も含めて探ることを試みたい。

イスラーム度とヴェールへ多様性への視点

周知のとおり、イスラーム世界の文化は国や地域によって一括りにはできない。その時代やその地域の風土・慣習・社会制度あるいは個々の「イスラーム度」(戒律を守る度合)などによって多様に繰り広げられてきた。

一国の全人口に占めるムスリムの割合が80%以上の国や、イスラーム諸国会議機構(OIC)に加盟している国(2001、57カ国)がイスラーム諸国とかイスラーム国家と呼ばれている。しかし、そのような国々の中でも「イスラーム度」は様々である。ムスリムの中には、敬虔なムスリムもいれば、近代化を志向するムスリム、そして世俗的と形容されるムスリムもいる。イスラーム社会は、様々な時代、地域、さらには階級・階層、世代、ジェンダーなどに属するムスリムたちによって、それぞれの状況に応じた多様な在り方を呈している。

その中にあって、国家形成の基盤がイスラームにあるということを明言した憲法をもっている国が、サウジアラビアとイランである。したがって、この国々の女性たちのヴェール着用は、『クルアーン』に恭順しているというだけでなく、法律上義務づけられている。一般に、「イスラーム女性＝ヴェール」というイメージがもたれているが、すべてのムスリム女性がヴェール着用の法的義務をもっているわけではない。それぞれの「イスラーム度」によってヴェール着用の自由があると言える。

2008年の北京オリンピック開会式では、入場するイスラーム諸国の女性選手たちの服装のほとんどは、ヴェールを被ることのない非イスラーム圏の国々同様のスーツ姿であった。しかし、イランの女性選手だけは、グリーンジャケットに白いパンツ姿に加え白いヴェールを被って行進した。また、エジプトはイスラーム国家であることを標榜しているが、法律はほとんど西洋法を導入しているため、ヴェール着用は各人の選択に任されている。したがって、近年、女性スポーツの拡大に力を入れていると言われるとおり、31名の女性選手が登場したがヴェールを被っていたのは数人であった。ちなみに、サウジアラビアは、国内でも公立学

校における女子の体育教育が認められていない現状からも窺えるように、女性選手の出場はなかった。

一律に語ることでできない多様なイスラーム女性のスポーツ事情を垣間見ることができよう。

近代スポーツへの志向性～国際大会出場へのゆくえ

イスラーム女性の近代スポーツへの足跡を辿れば、1993年にイランの首都テヘランにおいて「第1回イスラーム女性スポーツ大会」が開催されたことは画期的な出来事であった。この大会は、当時のラフサンジャニー大統領の次女であるファーフェゼ・ハシェミの呼びかけによって実現されたものである。しかし、親族以外の男性に肌(顔と手)を見せてはならないため、選手はもとより観客や競技関係者はすべて女性に限られることになった。第2回大会において、当時のIOC会長・サマランチとハシェミの会談の様子が示されており、より国際的な大会に拡大したい意向があったことが推測されるが、これ以降の進展はない。

新しい潮流と競技特性といくつかの問題点

「イスラーム度」の高い国々や個人は、これまで、乗馬・射撃・アーチェリー・スキー等の身体を覆っていても記録の向上や競技力を発揮できる種目において国際大会に出場してきた。しかし、近年、本来、手足を露出した服装で行う競技種目への参加を志向する動向がみられる。前述のオリンピック北京大会においても、カヌーのスラロームに初めてエントリーしたイランの女性選手がヴェール姿で出場している。また、2006年のドーハ・アジア競技大会では、バレーボールや陸上競技に、手足を隠したヴェール姿の女性選手が出場していた(ヨルダン、バーレーン、カタール等)。これらの種目は、ネット型種目や個人種目であり、身体接触による危険性が少ないという競技特性によってヴェール姿が許可されたのではないだろうか。また、各種目の「競技規則」には、開催される各大会独自の規定に準ずることが付記されているのでこれを適用した可能性がある。このような柔軟な対応が進みつつあるが、大会運営委員会と各スポーツ組織との認識が一致することは難しい問題として残されている。さらに、ヴェール着用が記録の向上やパフォーマンス力の発揮に十分な状態をとりうるか、また、芸術スポーツや水泳及び格闘技には壁とならざるを得ないのではないかと懸念がある。

近代スポーツ導入への「内発性」を探る

～広義の「開発」とするために

このように見てくると、アスリートとしてのイスラ

ーム女性は、その「イスラーム度」にかかわらず近代スポーツに対して積極的な姿勢がみられる。ヴェール着用が国家レベルで義務づけられている国々の選手たちも、ヴェールを脱ぎ捨て男性と同様に動きやすい服装で競技を行い、メディアによってその様子が映し出され世界中の公の場に自分の身体を見せることを競技場でのみなら特認したいと考えているのだろうか。あるいは、近代スポーツのゲーム性や身体活動性が妨げられなければヴェールのまま競技に参加したいと考えているのだろうか。上記の2方向がいわば「内発的な意向」であるならば、国際大会や競技組織に検討の余地があると考えられる。また、近代スポーツの導入を一つの「開発」と解釈するには、近代スポーツは優位的な与え手ではなく、一文化としての「文化複合」や「異文化理解」も視野に入れることが必要なのではないかと考える。

ヴェールの世界の心地好さ

～ジェンダー視点の可能性

他方、イスラーム世界は、「男性の世界」と「女性の世界」を分けることが当然の文化となっていて、男女の間に「段差」というものがないという解釈がある。どちらかが一段上であるというのではなく、それぞれが並存しているというものである。また、西洋の女性が自分を「見せる」ことに重きをおき「見られる自分」を強いられてきたのに対して、特にイランの女性たちは「見られる窮屈さ」から十分解放されている、という見解もある。「身体を隠していることによって男性と対等に仕事ができる」「男の世界と女の世界があるからこそ自由で楽である」と彼女たちが言うように、ヴェールによって「見られる自分」から「見る自分」に変身し、アイデンティティーを保っているとみることもできる。

ジェンダー学は、あらゆる地域やあらゆる文化のあらゆる性を対象として「個の尊重」という人間の心地好さに近づく成果を求めていると考える。したがって、イスラーム女性のスポーツによる心地好さを探求することはジェンダーの視点からごく自然なことである。しかし、近代スポーツの特性である「非服飾性」や「身体解放性」はヴェールの世界には大きな壁となる。多様なイスラームにおける多様な社会の中に、近代スポーツとジェンダーという糸が編みこまれることは、一様には難しいのではないだろうか。

シンポジウム 開発支援現場におけるスポーツとジェンダーに関する報告および提言

カンボジアの体育支援事業などに関する検討を中心に

山口 拓 (NPO ハート・オブ・ゴールド、筑波大学)

キーワード：スポーツを通じた国際開発、参加型開発、内発的發展、権利基盤型アプローチ

新世紀の国連 10 カ年計画として発表された「ミレニアム開発目標(MDGs)」では、これまでの累積課題を達成すべく、幾つかの重点目標と行動計画を明記する新戦略が打ち立てられ、新たな開発手法および分野が導入されることとなった。「スポーツを通じた国際開発(IDS)」も、その一つである。国際開発分野では、「多国間支援」、「二国間支援」、「草の根支援」の 3 つの支援形態によって個別課題および横断的課題に対する支援活動が行われているが、IDS も同様である。多国間支援では、これまで国連および国際オリンピック委員会グループのメンバー組織の連携によって、数多くの試験的事業が行われてきた。その結果、2008 年に国連の公式な組織として「国連平和と開発のためのスポーツ事務所(UNOSDP)」が設立され、より本格的な事業に転換されている。また、二国間支援では、多くの国が 1970 年代以降に活動を本格化させ、2000 年以降に活動を拡大させており、草の根支援では 1990 年代に入って、五輪選手等による独自の NPO や NGO 組織が設立されている。現在、急速な発展を続ける当該分野の事業数および組織数は増加の一途を辿り、数多くの領域において課題解決に向けた取り組みが展開されている。なお、UNOSDP 内の研究・調査機関である SDP IWG は、「健康」、「子ども」、「ジェンダー」、「障がい者」、「平和」、「政策」という 6 分野に大別してレポートを作成しており、独自および複数組織の連携を通じて、個別および横断的な支援活動が実施されている。

さて、IDS の領域には、スポーツそのものを開発する「スポーツ開発」と、スポーツを手段として課題解決に取り組む「スポーツによる開発」、そして、スポーツを触媒として課題解決に取り組む「スポーツを通じた開発」といった 3 つの領域が存在し、それぞれが相互関係にある。また、主に継続的な支援を求める「事業型」および主にインパクトを求める「イベント型」の支援事業を実施するケースが多い。昨今、注目されている IDS は、以上のような特異性を持つ新たな開発分野である。

次に、ジェンダー課題に対する IDS に着目すると、その役割は、スポーツを通じて①リプロダクティブヘルスの理解や②違法ドラッグから身を守る情報共有、③女性のエンパワーや④自発的行動、⑤リーダーシップ行動の活発化などに効果を発揮する。また、スポーツ参加によ

って女性の⑥社会参画を促し、⑦性の特異性を確認する機会を与え、⑧ジェンダー規範の再構成にインパクトを与えるなど幅広い。ケニアでは、沿岸部の地域で 8-25 歳を対象とした女性の潜在能力を高めるためのプラットフォームとして、サッカーをジェンダーの平等促進を達成する「Moving the Goalposts」事業が実施されている。女子サッカーチームを組織化して大会を運営する手法を用いて、政府組織を含め多くの組織を巻き込みつつ、リーダーシップ力、セルフエスティーム、組織の運営力を高めるなど、大きな成果を上げている。ただし、その報告書に明示されているように、事業では課題解決に向けた有効な方略を検討することが重要であり、裨益者の抱える課題を中心に据えて、そのコミュニティと共に歩む参加型開発の原則を基盤に、スポーツ活動を導入することで、内発的發展を目指す仕組みを用意することが不可欠であることを確認できる。

さらに、「IDS とジェンダー」の考察を深めると、実際には多くの場合が支援分野および IDS 領域ならびに事業形態が複雑に絡み合っていることを確認できる。カンボジアでは、HG と JICA の連携によって、「カンボジアの小学校体育科授業の質の向上」を目標に、各層の「体育科教育普及のための組織体制の整備および人材を育成」を達成し、「行政官」による「小学校教員および養成校教官」に対する支援を通じて、「小学校体育授業の基本的な普及準備を整備」する活動が行われている。一見すると、教育体制の確立のみに特化した活動であるかのように見えるが、実際には「ジェンダー」、「環境」、「保健」、「行政」、「法制度」などが事業の目標達成に深く関係している。特に、ジェンダー課題においては、体育科教育で男女の隔たりなく、個々人の能力を互いに理解し、その個性を活かしてスポーツに親しむ願いが込められており、その対策が講じられている。しかし、教員は男女を問わず、「男子と女子の力量の違いから、混合させると授業管理が難しい」などの理由により、なかなか体育を通じたジェンダー理解という指導要領の意思が伝わらず、理解の獲得には時間が必要とされている。

シンポジウムでは、以上のケーススタディーを用いて、IDS によるジェンダー課題に対する取り組みに関する報告および提言を行いつつ、議論を深めていきたい。

一般発表①

「フクシマ女子駅伝」是非言説にみる女子選手の不在

○井谷恵子(京都教育大学)

キーワード: 東日本女子駅伝、原発事故、ジェンダー・ポリティクス、主体性、ポスト311

1. 問題の所在

研究対象とする駅伝の正式名称は「東日本女子駅伝」(東北陸上競技協会、福島テレビ主催)であり、毎年福島市で開催されてきた中高校生も含む都道府県対抗駅伝である。「ポスト311」に開かれた第27回大会(2011.11.13開催)は、東日本17都道府県代表選抜チームに加え、岩手・宮城・福島の3県合同の「絆チーム」が出場した。開催地は福島第1原子力発電所から60km程の距離で、放射能汚染が懸念される地域である。主催者側は「沿道の線量測定を続け、現在は最大で毎時1 μ Sv台で低下傾向にある」(毎日10/24)と発表するが、短時間であっても無防備に未成年者が被爆することに抗議の声があがった。有名タレントも含めた抗議活動が活発になり、海外でも「死の駅伝」と評され、ネットでは「走るひめゆり部隊」と呼ばれるなど、開催の是非について論争が起こった。

本研究では、「フクシマ女子駅伝」是非の論争を超えて、推進と批判の言説において主体者である女子選手を不在化しているポリティクスについて検討する。

2. 是非論争

大会前の9月末に「日本被災3県で『絆チーム』福島で今年も東日本女子駅伝を開催」(産経9/28)と報じられた頃から、ネット上での批判が相次ぐようになった。タレントの山本太郎がテレビ番組で「細胞分裂が活発な若い女の子たちに被曝させるような「東日本女子駅伝を中止に」と発言し、それに対して主催者が「駅伝なので走る時間も限られている」「風評被害」「福島に失礼」などとコメントしたことで論争が拡大した。全国紙では、地方版で淡々と大会の開催を伝えるのみであったが、キャプチャーは「がんばろう福島」「被災地に元気を」「復興への思いを胸に」など、復興支援の色合いが濃いものであった。

3. 「フクシマ女子駅伝」推進言説のポリティクス

この大会に被災地の復興シンボルとしての意味が込められたことは明白である。主催者は、「復興の象徴として盛り上げようとしているのに」(東北陸協)、『チーム絆』と称するこのチームの力走も観る人に新たな感動を生むもの(福島テレビ)と述べ、駅伝というスポーツの特徴が、震災後強調される「連帯」や「絆」を象徴することへの期待がみられた。

一方、開催を決定したスポーツ組織は従来から男性優位社会であり、走る当事者である選手と監督・役員との階級的な権力構造と合わせて、女子選手と意志決定者である男性の権力関係は明らかである。つまり、政治経済と結びついて女子駅伝を利用する権力側の男性と、従属的位置にあり復興への絆を無言のうちに内面化する女子選手という権力構造が見出せる。

4. 「フクシマ女子駅伝」批判言説のポリティクス

批判言説には、「細胞分裂が活発な若い女の子たちに被曝させる」「大人のエゴで、若い女子の安全をないがしろにして」など、将来、子を産む性としての女性を守るべきという家父長的な思想が垣間見える。「走るひめゆり部隊」という表現は、「無知で可哀そうな女子選手」への憐憫を埋め込んでおり、人間主義を貫く「正しい人達」によって救い出される存在としての女性、つまりジェンダー序列の高みからの救済の言説である。

5. 女子選手の主体性はどこに

「フクシマ女子駅伝」是非の言説は、一見対照的に見えながら、女性支配の構造は類似している。Hamzehほか(2011)は、FIFAによるヒジャブ禁止について、宗教や文化によって抑圧される女性を西洋的な人権主義によって救い出すという構図ととらえる。そこには、西洋の「進んだ文化」の一方的な持ち込みとともに、イスラム嫌悪のポリティクスが隠されており、生活に深く根づいたヒジャブを被る女性たち自身の声がないことを暴いた。この主張は、ポストコロニアル・フェミニズムにおけるスピヴァクの主張にも通じる。ヒンドゥー教徒のサティ(寡婦殉死)の風習に関して男性による2つの言説があり、一方は封建的な支配階級男性による殉死称賛であり、他方は、犠牲となる女性は白人男性によって救済される客体となる(本橋、2005)。

女子選手達の大会参加の意思決定過程はどのようなものだったのか?組織優先の権力関係での従属であったのか、そもそも過酷な練習環境において放射線による健康被害などは問題にならなかったのか、健康を賭してでも自ら荣誉や絆を選んだのか、この論争では問題にされない。是非言説に現れる女子選手は、「復興の絆」と「復興へのスポーツ貢献」という政治的欲望に取り込まれた声なき存在として、あるいは、人道的な反対者による救済の対象として語られるのみである。

一般発表②

競技者の視点からみた女子総合格闘技ルールの課題

「危険」を理由に禁止される行為と競技者の意識

○松宮智生(国士舘大学大学院)

キーワード：総合格闘技、女子用ルール、危険の克服、危険の防止

1. 研究の背景・目的

総合格闘技の女子用ルールには、「危険」であることを理由として男子にはない禁止規定が一部に設けられている。拙稿(2010)においては、ルール制定(関与)者へのインタビュー調査を通じて制定理由を調査し、その背後にあるジェンダーバイアスの存在を確認した。

主な制定理由は、(1)競技者の技術レベルを考慮したこと、(2)負傷によって生じるダメージの深刻さに配慮したことである。(2)については、①腹部への傷害、②顔面の醜状がもたらす不利益に配慮していた。しかし、男性にはさほど大きな不利益とはみなされない顔面の醜状について、女性にはより不利益が大きいと考えることにはある種のバイアスが存在することは否定できない。ただ、そのような顔の傷がもたらす不利益については、当時の法令上でも男女で異なる取扱規定が設けられており、そのような社会的背景・認識がルール上にも現れていたものと考えられる。

しかし2011年、上記の法令は改正され、また、総合格闘技においても女子用ルールは改正されてきている。

そこで、本研究では、上記の動向と前稿における制定者への調査を踏まえ、競技者に対してインタビュー調査を行った。男女で異なるルールに対する見解を聴取し、競技者の視点から、女子総合格闘技ルールの課題を見出すことを目的とする。

2. 先行文献

佐々木(2010)は、女性が殴ることや闘うことについて、女子格闘家の意見を聴取した。被聴取者である女子総合格闘家7名のうち、「殴る」こと(パンチ)に対して、競技上の正当かつ中心的な技術であるにもかかわらず、強い抵抗感を示す者が2名存在した。

3. 研究方法

本研究では、女子プロ総合格闘家6名から意見を聴取した(20代1名、30代4名、40代1名)。6名の内には、佐々木(2010)において殴ることに強い抵抗感を示した者1名が含まれている(なお、ルール制定者1名(男性)に対し、補足調査を行った)。主な聴取内容は、(1)個々の制限規定に対する賛否およびその理由、(2)男女でルールが異なることについての意見である。

4. 結果ならびに考察

(1)個々の行為の禁止・制限に対する見解

①パンチについては、ほとんどの競技者が総合格闘技に必須の技術として認識している。佐々木(2010)において抵抗感を示していた者も卓越性を追求する過程で技術的・精神的課題を克服してきたことがうかがわれた。

②ヒジ打ちについては、3種の見解がみられた。(a)積極的肯定：国際的に最も高いレベルの競技者が集まる団体がヒジ打ちを禁止していないことから、主に高い競技レベルを目指す視点からは、ヒジ打ちを積極的に肯定する見解がみられた。(b)暫定的否定：現状では、競技者が危険を克服できない可能性が高いこと、並びに負傷を負った場合の補償の欠如という制度的理由からの否定的見解がみられた。(c)積極的否定：負傷の深刻さと生活上の支障を憂慮する競技者からは、強い否定的意見が出された。

③腹部への踏みつけについては、否定的見解は1件のみだったが、その意見では、負傷した場合の深刻性を危惧する、非常に強い抵抗感が示された。

(2) 男女でルールが異なることへの見解

技量が十分ではない競技者が試合に出場している現状に鑑みて、消極的な肯定意見が多かった。

否定的見解としては、男子よりも低レベルに扱われていることに対する不満が述べられた。また、技術レベルを上げるための制限撤廃の必要性が説かれた。

5. まとめ

拙稿(2010)におけるルール制定者への調査と同様に、競技者にも負傷のダメージの深刻性を憂慮する見解がみられた。しかし、現在の行為制限の多くは、主に危険を克服できない競技者に対応したものである。今後のルールの制定・改正にあたっては、当該行為によって生じ得る危険が卓越性を追求する過程で技術的・精神的に克服できるものであるのか、また克服するに相応しい課題であるのかと考えられなければならない。その上で、技量に適した場の提供が求められる。

参考文献 拙稿(2010) 総合格闘技の女子用ルールに関する一考察：「危険」を理由に禁止される行為の違いに着目して、スポーツとジェンダー研究8：35-47。

佐々木亜希(2010) 殴る女たち、草思社。

一般発表③

Colonize This!

女性のアスリート・コーチ・理事・レフリーの経験から

○荒木香織 ○小谷郁(兵庫県立大学)

キーワード: トップスポーツ、ヒエラルキー、ハラスメント、質的研究、スポーツ心理学

文部科学省は平成22年8月に「スポーツ立国戦略」を策定した。「5つの重点戦略の目標と主な施策」の「2. 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」に「2) 女性アスリートが活躍しやすい環境の整備」、また「4. スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」に「女性の団体職員等への積極的な登用」があげられている。これは女性に対する具体的なスポーツ権を示唆するものであり、前向きな取り組みであると考えられる。

ただ、課題点もあげられる。1点目はスポーツ立国戦略策定にむけたヒアリングに女性の対象者がごく少数しかみられないこと、2点目は女性のアスリートへの環境整備が出産・育児に特化した項目であること、最後に女性職員数が増加することで公平性・公正性を向上できるかのように捉えられることである。

シドニー・アデネ・北京オリンピックにおける女子金メダル総獲得数は男子を5つ上回る。今後も女性の競技力向上へのサポートを充実させるため、トップスポーツに生きる女性の経験を可視化する科学研究は不可欠である。よって、本研究の目的は、現役のアスリート、コーチ、理事、及びレフリーの競技・指導経験についてスポーツ心理学の側面から、現象学的アプローチを用い調査することにより、1) 女性のアスリート・コーチがスポーツにおいて何を経験し、それをどのように捉えながら競技生活を送っているかを知ること、2) スポーツ界における真の公正性を問うために女性の「声」を取り上げることであった。

研究方法

参加者

現役のアスリート3名、コーチ3名、理事2名、そしてレフリー1名の合計9名にインタビューへの協力を得た。参加者9名の平均年齢は41.78歳(26-58歳, SD = 11.32)であった。また、参加者9名がアスリート及びコーチとして獲得した総メダル数は、オリンピック競技大会、世界選手権、及びアジア競技大会において合計120個であった。

調査手順

所属大学倫理委員会に申請し、本研究実施の許可を得た。研究者が参加者に直接または、友人を介し調査依頼を申し出た。研究者が参加者により指定された場

所を訪問することにより、調査を行った。競技経験を13年間有し、スポーツ心理学を専門とする女性研究者がインタビューガイドに基づき、半構造化インタビューを実施した。研究参加への同意は、同意書への署名及び、調査参加によって得た。インタビューはICレコーダー(Panasonic/RR-US570-S)2つを用い録音した。参加者9名のインタビュー平均時間は94.11分(64-181分)であった。インタビュー実施後に作成した逐語録を、倫理的理由により種目名、団体名、個人名、チーム名、及び特定のスポーツ表現を記号やアルファベットを用いることにより修正した。参加者に修正済み逐語録を送付し、インタビュー内容について相違の有無を確認した上、研究の資料とする承認を得た。

分析方法

研究者及びスポーツ心理学を専攻する学生2名の計3名で分析を行った。Creswell (2007) による質的研究法を参考に、参加者の経験をテーマとして表現した。

結果及び考察

日本のトップスポーツにおいて、女性であるからこそ経験する内容については、大きなテーマである「男性中心」をもって説明することができる。またその下には「差別」をテーマとして挙げた。そして、「差別」をさらに詳しく説明するため、「女性への評価」、「期待される性」、「派閥による制限」、「私生活の犠牲」、「男性によるサポート」、及び「ハラスメントの経験」を挙げた。

トップスポーツに携わる女性たちの声によって示された提案は、女性の組織への積極的な参加及び参画、ワークライフ・バランスを達成するための選択肢の多様化、女性のアスリート、コーチ、理事、及びレフリーの経済的生活の安定、セクシュアルハラスメントへの対策と教育、及び男性の理解とサポートであった。

参考文献

Creswell, J.W. (2007). Qualitative inquiry and research design: Choosing among five approaches. (2nd ed.). Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

一般発表④

生徒の意識の変容を促す「性」の学習

○宮本乙女(お茶の水女子大学附属中学校)

キーワード: 性, デートDV, 意識の変容, 討論

本校では、中学1年生で学習した「心身の機能の発達と心の健康」の発展編として、3年生でも「性」に関する授業を行っている。中学生高校生のデート率・キス率・性交経験率などの状況や、性被害やデートDVなど現状を見ると、中学生の内に今後被害にあわないようにまた、加害者にならないようにしっかりと学ぶ機会をもつ必要がある。保健の学習では、知識理解を深めることだけでなく生徒が自分の思考を深めたり、判断をする場面を多く作る必要があると考える。そのため、生徒が興味を持てるような問いを工夫し、仲間と討論して判断していく場面を多く取り入れるようにしている。本研究は6時間の学習の中で生徒がどのように意識を変容させているのかを分析し、それによって生徒の学びの様子を捉え、より現実に結びつく「性」の授業作りへのヒントを探ろうとするものである。

【目的】討論を中心とした「性」の学習を構想し、学習者の「性」とそれを取り巻く社会環境についての意識の変容の様子を捉え、今後の保健授業作りに生かす。

【方法】(1)対象: 中学3年生男女共修6時間の単元
(2)方法: ①4人組による討論を組み込み、「性 自分らしく」の学習単元を作成する。②生徒の記述により考え方の変容を捉える。分析した記述は、「1時間目ミニレポート『中学生同士だって愛し合っていればSEXしてもいいと思う』」「4時間目後 中間テスト記述問題同上ミニレポートテーマについて今のあなたの考え」「6時間目まとめレポート『学んだ事で一番印象的な内容』」「まとめレポート『これから一人の人間として性の問題と向き合っていく姿勢』」

【授業の構想】1時間目から3時間目は、1年生の内容復習後「中学生でも愛し合っていればSEXしていいか」という発問からスタートする。意見をかわす中で、新たな疑問や課題が浮かび上がるように進行する。討論の中心となる「避妊」、「人工妊娠中絶」について知識と理解を深める時間が入り、避妊が簡単なことではないことにも気づいていく。また中学生高校生の性欲や、性についての意識調査をもとに自分たちの置かれている年代の意識や行動の特徴を知る。避妊などの知識がない、あるいはその必要を考えていない高校生の実態を知る。続いて4時間目は、社会の中で「性」がどう扱われているのかについて考える。「性の商品化」

に関わってその許容度を話し合い、いろいろな考え方があることに気づき、また問題点を把握する。ここまで学習したところで「中学生でも愛し合っていればSEXしていいか」と課題について、もう一度今の自分の考えをまとめる時間をとる。5、6時間目でデートDVについて取り上げる。「もし恋人がいたら」という自分たちの意識調査の結果を見ながら、具体の事例に触れて、人と自分を大事にするということをどのように実現していくのかを考える。単元の最後には、よりよく「性」と向き合っていくために、今の段階で自分が考えたことをまとめる。

【結果と考察】全体の印象として4人組の討論は盛り上がりを見せて進行していた。また、班によって意見の出にくい場面もあったが、クラス全体にそれぞれの班から出される意見を聞きながら異なる発想や考えに気づいていくことができた。ひとつの学級31人(男子11人女子20人)について自由記述を検討した。

「中学生同士だった愛し合っていればSEXしてもいいと思う」について1時間目と、4時間目の授業後の記述内容を分類すると、賛成と反対の割合はほとんど変わらないが意見を変えたかどうかを一人ひとり見ていくと、10人が意見を変えている。

「今後性の問題とどう向き合うか」については、約3人に1人が、「性」の問題について自分でよく考えること、性に関して正しい知識や情報を得ること、相手とお互いに尊重し合っていくと記述している。他にも話し合って相手に伝えることの重要性について記述する者も7名と多い。「性」に関して自分で考えていくことや、そのために情報や知識を得ようという姿勢、また相手を尊重しよく話し合っていくという姿勢を多くの者が意識できたことは学習の成果であると言える。また特徴ある数人を抽出してその変容を検討したところ、意見が変わった場合も変わらない場合もその内容に深まりがみられた。避妊や、DVなどの新しい知識を得たことによる深まりもあるとともに、クラスの仲間や他の学校の生徒の調査結果などから、たくさんの自分と違う意見を知って考えると言うことをくり返した影響を読み取れる。今後は、「討論すること」が意識の変容にどう貢献しているかを検証するような授業研究を試み、よりよい授業作りを行っていきたい。

一般発表⑤

「ホモソーシャリティ」概念の実証的検討

「体育会系」アメフト部におけるエスノグラフィ研究より

○関めぐみ(大阪府立大学大学院)

キーワード：ホモソーシャリティ、男性集団、エスノグラフィ、セクシュアリティ、女子マネージャー

<はじめに>

本研究は、「ホモソーシャリティ」概念が集団における男同士の関係構造に応用可能なのかを、「体育会系」と呼ばれる大学運動部集団を対象として検討したものである。「体育会系」集団を対象として選んだ理由は、先行研究でホモソーシャリティが見られやすい場であるとされているからである。

現在、一般的に使用されている「ホモソーシャリティ」概念とは、イヴ・K・セジウィックが *Between Men* (1985 邦題『男同士の絆』) で提唱した、家長長制社会における男性間の社会的絆を意味する。「ミソジニー(女性蔑視)」と「ホモフォビア(同性愛嫌悪)」を特徴としたこの概念は、「あくまでもイギリス社会の構造に焦点を絞っており、そのため、私の論が非ヨーロッパの文化や民族とどう関わるのか、全く明らかになっていない」(Sedgwick 1985: 29) ということが明記されているにもかかわらず、広く日本における文脈にも使用されている。「社会」という広い枠組みを捉えるうえでは有効かもしれないが、理論が文学研究から発展してきていることもふまえ、実際の社会集団に適用し、検討していく必要があると考える。

先行研究においても、実際の社会集団に適用した研究はまだ数少なく、さらに「ミソジニー」や「ホモフォビア」については、「蔑視」「嫌悪」「排除」等が同一視されており、具体的に述べているものはほとんどない。このことから、概念の実証的な有効性を明らかにしていきたい。

<方法>

データは、X大学アメリカンフットボール部(通称「TURTLES」)にて、2011年3月から12月までの約9か月間にわたって行ったフィールドワークをもとにしている。参与観察(週1日程度)に加え、部員へのインタビュー、指導者のライフヒストリー分析、部の記念誌やHPの内容分析等、「マルチメソッド(多元的方法)」を用いて、多角的に集団を捉えるよう努めた。

<結果>

「練習の場」と「それ以外(食事、団欒等)の場」における部員同士の関係性が観察可能な夏合宿に注目した結果、男女の性別役割は存在したが、観察者が観

察可能な限りにおいてミソジニーとホモフォビアは認められなかった。「練習の場」は男女の差がなく仲間として楽しい雰囲気で行われ、「それ以外の場」は男同士でボディータッチが行われ、部内恋愛が公認されていた。一方で、過去にはミソジニーとホモフォビアが存在していたことも明らかになった。「練習の場」は男女の差があり、男同士もライバルとして緊張した雰囲気で行われ、「それ以外の場」は男同士の慣れ合いが嫌悪され、部内恋愛が忌避されていたという。

この現在と過去の差を「セクシュアリティ」の扱われ方で分析し、前者を「統制的ホモソーシャリティ」、後者を「抑圧的ホモソーシャリティ」と名付けた。

<考察>

過去の「抑圧的」から現在の「統制的」なホモソーシャリティに至るプロセスを確認すると、まず女子マネージャーの変化として、人数の増加、意思決定の場への参画、労働の価値向上が起こっていたこと、次に選手の変化として、「弱さ」の表出、「勝利」に対する意味づけの移行(敗北に対する恐怖から「共同性」確認のための目標へ)が起こっていたことがわかった。

このことから、「女性の地位向上」と「男性のジェンダー規範からの解放」という2つのキーワードが、ホモソーシャリティを形成している集団に変化を与えるきっかけになるのではないかという仮説が見出された。

しかし同時に、「体育会系」集団には「スポーツとその競技性」という性質から性別二元論の限界が存在すること、また、この集団を全体社会における一社会集団として見た場合に、日本社会のジェンダー構造から影響を受けていることも明らかにした。

以上のように、観察者が観察した限りにおいては、新たなホモソーシャリティと、その可能性と限界が確認された。しかし、女性である観察者が入れなかった私的な場においては課題が残っており、今後さらに考察していく必要がある。

<参考文献>

- ・ Eve Kosofsky Sedgwick (1985) *Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire* (Gender and Culture)=上原早苗他訳(2001)『男同士の絆—イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会

一般発表⑥ いのちのシステムを理解し実践する科学教育としての身心一体科学

Equality の科学の視座構築に向けて

○跡見順子、清水美穂、藤田恵理(東京大学 セルソーボディダイナミクスラボ)

キーワード: 身体、セントラルドグマ、活動依存性、ストレスタンパク質、重力健康科学、ホメオスタシス

1. いのちの実体としての身体と現代社会 3.11 震災後の科学者への信頼の低下、依然として高い自殺率、世界一の長寿を誇る高齢女性の内実は要介護 70%であるという実態がある。現代日本の科学・技術分野においてこれらの問題をどう位置づけるのか。本発表では、「いのちある人間を起点とする視座」(男女共同参画学協会連絡会要望書、2012.3.22)を構築するための Equality の科学の基盤を提起してみたい。生命科学や脳科学が急進展しているにもかかわらず、「生命とは何か」、「人間とは何か」といった古代ギリシャ以来の「汝をしれ」という根源的な発想は失われたままである。ヒトを対象とする人類学や、疾病や傷害を治療する医学はあるものの、身心が連動して自発的に自己を生み出してゆく人間を真正面から科学する分野はない。生命科学は、決定論と生命工学になってしまった。「(人間の)生命(いのち)の科学(いのちある人間を起点とした生命科学)」を提起することで、体力測定値やパフォーマンスで評価されることの多い身体運動科学やスポーツ実践を、人間の「身体」や「生命」の基盤に立ち返って、「いのち」の本質をひきだす方向性で再構築する必要があるだろう。一人ひとりの人間が受け止め、日々生きる生活の中で活かす考え方と方策を提起できるのではないだろうか。

2. 自然科学の4つの軸と人間の位置づけ 総合的な見方でサステナビリティ学をうちたてた小宮山宏前東京大学総長監修の『知識・構造化ミッション』には、自然科学のヒト、モノ、地球、宇宙という四つの軸を統合する必要性が示されている。ここでは「人間」は扱わない。しかし、3.11 は、四つの自然科学の軸を再統合する、あるいは物質の相互作用と生成を通じて人間を理解する道の科学を新たに生み出す必要があることを示した。要素還元論ではなく、形ある身体を捨象せず研究する脳科学や生命科学(細胞-身体ダイナミック連携の視点)から、宇宙生物科学や重力健康科学を中心に、身体運動科学や工学・情報理工学も加え、「ヒト」ではなく、科学を生み出した「人間」の総合的な研究基盤として、日本が生んだ「場」による理解を試みている。ゲノムが読み出される場・「細胞」、細胞が生きる場・「動く身体」、その身体が生きる場・「IG

の地球」、細胞の日々の営み(living)が支えられている「いのちある人間のシステム(Well-being)」の科学に向けて再統合すればよいのではないかと。

3. 生きる(動く・走る・踊る)「わたし」を支える「いのちのシステム」—形や動きを生み出し続けるタンパク質を生かす意思 現在、科学者でなくとも遺伝子を知っている。しかし、人々が知っているのは親から譲り受けた遺伝子を受け入れ諦めるだけの決定論で、自らの意志で活動依存的に遺伝子を読み出しタンパク質をつくるセントラルドグマではない。重力解除モデルによる抗重力筋の萎縮で特異的に減少したタンパク質は、刺激に応じて形を変える「細胞の場」をつくるタンパク質(細胞骨格)のお世話をするタンパク質(ストレスタンパク質、分子シャペロン)であった。つまり重力場で適切適度に動くことは、これらのサポートタンパク質を合成し、私達の意志による行動も支えてくれる。科学の知識を、「生きる」ことにつなげ、納得して行動することで、防災や生活習慣病予防の実効を上げることができるはずである。自然と人間の関係を「いのちある人間」が生きる関係に組み替える必要がある。釜石で29261名の小中学生の命を救ったのは、「逃げる」(=走る)という生存原理を、「堤防があるから大丈夫だ」という思い込みから解放し活かしただけからである。

4. 万物流転と動的平衡~運命論から生成論へ 古くから日本にあった万物流転の思想が運命論と結びがちであったのは、豊かであるが厳しい自然環境故だったのかもしれない。万物流転は、正に生命の生成原理でもある。ギリシア時代の生成論を、前述した自然科学の四つの軸から考え直す。60兆の細胞が活性化するホメオスタシス能力を高める方法はあるはずである。高齢者においても同じ原理が適用できる。創発したいいのちのシステムで生きる人間は自分を知るように創られてはいない。言語化しにくい身体情報をより多く受け取る女性が担ういのちの声をあきらかにする研究、言語化する科学と技術、身体を動かす生活者の立場からの発見を生かす技術は、新しい科学と科学者、科学と技術、科学と教育、男性と女性との関係を生み出し、社会におけるあらゆる Equality を達成するだろう。

特別講演 災害復興と健康・ジェンダー

災害復興における生命・身体的安全・健康の保護の権利の観点から

コーディネーター 建石真公子(法政大学)

キーワード：災害時における人権保護、健康権、ジェンダー

特別講演講師の鈴木るり子教授(岩手看護短期大学)は、『大槌町 保健師による全戸家庭訪問と被災地復興—東日本大震災後の健康調査から見えてきたこと—』の著者のお一人である。同書は、3・11震災で住民の1割以上が犠牲になった岩手県大槌町で、震災から1カ月半後に全国から100名以上の保健師が手弁当で現地入りし、全戸訪問による住民の健康調査を行ったことから見えてきた復興への課題についてまとめたものである。

3.11以降、災害時における人々の保護に関する問題が、生命、身体的安全や健康の保護のような喫緊の課題から復興に向けての雇用促進まで、幅広く提起されてきている。しかし、原発事故に起因する健康に関する問題を除いても、災害の被災者に対する、政府による一貫した保護政策、すなわち第1に、生命、安全および身体の健全性、第2に、食糧、保健医療、住居等、第3に、土地、財産、生計手段、第4に避難者の持続的な生計の維持、家族関係の再構築、に関する明確な基準は不在のままである。人々は自力で、あるいは近隣、知己やボランティアによる援助によって、生命や健康、生活を維持してきたと言える。何よりも重要な生命や健康の維持を求めうるような権利が、国民にはないのだろうか。

実は、平時においても、日本の法制度の中で、「健康権」という概念は、法的な保障を請求しうる権利としては確立していない。健康権は、1970年代の公害に対する権利保護の観点から主張され始めたが、たとえば食品における残留農薬基準が争われた事件で、裁判所は、「健康権なるものは、・・・その内容が抽象的であり、一定の具体的な意味内容を確定することが困難であって、これを独立した具体的な権利ということができないかは疑問である」¹とし、原告の訴えを退けている。

それでは、厚生労働省の行う健康や保健に関する施策は、法的な権利の裏付けを欠いたものなのだろうか。

一般的に、健康や医療および保健に関する法律の制定や省庁の施策は、憲法25条の生存権規定を根拠としている。同条は、1項で「すべて国民は、健康で文化

的に最低限度の生活を営む権利を有する」とし、2項で、その権利を保障するための施策を国の責務と定めた。ここでは、明確に「健康」な生活を権利としているが、主として社会保障制度の実現の方面の根拠条文となっており、1人1人の健康を権利として保障するものとは解釈されていない。すなわち、平時においても、健康は、健康保険制度の確立以外の内容を持つものではなく、個人が安全な食品基準を請求しうるものでも、また女性が「生殖に関する健康」についての法的保護を求めうる権利でもない。

平時においても保障されていない権利を、まして災害時のように緊急体制にある場合に、実際の災害救助政策の中で実現されることは難しいと考えざるを得ない。保護活動において、ニーズに合った内容や優先順位、そのような決定におけるジェンダーの視点による配慮、特にジェンダーに基づく暴力からの保護、また母子および子どもの保護の視点から大規模の避難所を避ける、のような政策は、当事者や直近の人々によって主張されない限り、日本の緊急援助、災害援助のプログラムではまだ明確に配慮されていない。自然災害時における人々の保護に人権に基づいたアプローチが必要であることは、憲法25条からも明らかであり、どのような内容をその保護に盛り込むかは、今後の国民の主張にかかっている。

自然災害の被災者は、法の空白地帯に生きているわけではない。国は、様々な法規範に基づいて被災者を救済し支援する責任を負っている。人道的支援が人権保護という原則に基づくものでないとしたら、その支援は被災者のニーズを無視し、その後の復興においても弊害を残すだろう。女性と子どもに配慮した支援はジェンダーに基づく暴力を防止するのに役立ち、母子世帯、高齢者その他の脆弱性を持つ人々が具体的に支援を利用できるかは、復興後の社会形成に影響が大きい。講演における医療者の活動から学びつつ、身体的健康や社会関係の構築に成果のあるスポーツ・健康科学の専門家が、人権、被災者のニーズ、脆弱性を持つ人々の保護、ジェンダーへの配慮という視点に立ちどのような活動が可能かを考えたい。

¹ 東京地方裁判所、平9.4.23民三部判決、判例時報1651号、39頁。

特別講演

災害復興と健康・ジェンダー

東日本大震災後の保健師による全戸家庭訪問健康調査から見てきたこと

鈴木るり子(岩手看護短期大学 専攻科 地域看護学専攻)

キーワード: 災害、健康被害、復興支援

2011年3月11日津波が来ました。大事な人も財産も一飲みにして立ち去りました。その後の人々に「あとは任せたよと言いながら」残された私たちは、ただ茫然と心を亡くしたようにその後を過ごしました。2日後に、我が家を見に行きました。寸断された道。瓦礫と化した街。私たちの暮らしはどこに消えたのか…。会う人あう人に涙でぐちゃぐちゃになった目で会話するしかありませんでした。「良かった」「生きていてよかった」「ウンウン…」声にならないうなずきだけの会話でした。「できることをしよう」「advocator、代弁者になろう」「大事な人に別れを告げることも許されず命を失った人々の…」誰にでも起こる災害死だとしても1,400人の命はあまりにも尊く重いものでした。

28年間保健師として勤務していた、岩手県大槌町は甚大な被害を受けました。「待っていたよ」「やっぱり来てくれた」「来ると信じていた」との住民の声に励まされ、全国の保健師に大槌町の全戸家庭訪問を呼びかけました。大槌町までの交通は遮断され、タクシーの使用が必要でした。朝夕は氷点下になる寒い時期でした。全国から137人(延べ555人)の保健師が集結し、4月23日から5月8日までの16日間、農家の作業小屋で寝袋に寝て、自炊をしながら全戸訪問は開始されました。黄色いベストを着た保健師たちは、見るみるうちに住宅地図を黄色のペンで塗りつぶしてくれました。津波で全壊した家屋を除く3,728件の家庭訪問、5,082件の健康相談をしました。全住民の安否確認は被災前の住民基本台帳人口の86.8%を把握しました。今回の調査で際だった健康課題は高血圧でした。全国平均より高血圧症有病率が高く、とりわけ女性や若い世代、働き盛りの世代に顕著でした。また、「不眠」の訴えが多く、自覚症状では精神面の症状についての訴えが高率でした。要フォロー者の支援必要理由で最も高かったのは「心のケア」で37%でした。住民の安否確認結果を人口ピラミットにし、健康課題をまとめ町の復興計画の参考にしていただくために5月7日に町への提言書第一報を提出しました。9月6日には第二報の提出、10月には住民の方々への説

明会を開催し、住民とともに健康課題解決の行動計画を立てました。さらに、12月には被災者健康診査(厚労省研究班)を実施し、2,079人の健康状態を評価し、健康づくりをしていくことにしました。

全戸家庭訪問活動の中で見えてきたのは、震災によるダメージと、それ以前からあった健康課題、予防活動の大切さ、そして、大槌町を愛し、そこで生きていこうとする人々の存在でした。

今後の大規模災害における被災地支援は、全戸家庭訪問における住民の安否確認から、健康状態の分析、政策提言と今回の大槌町のローラー作戦を基に企画実行されるべきと考えています。大規模災害時の限られた人員での効果的成果を考えると、支援チームはDPHNT(Disaster Public Health Nursing Team)災害派遣保健師チームの派遣が有効と考えています。DMATは2005年4月厚労省において発足しました。DPHNTについても、国の機関の関与は必要であり、人材登録制による人材確保と教育訓練が必要と考えています。現在の日本列島は、常に大規模災害を念頭に災害派遣体制整備が必要と考えます。

現在保健師は、発災現場においてどのチームから地域における重要な役割は、保健師が担っていると認識されていますが、発災直後の防災本部のメンバーには入っていません。発災現場への保健師派遣活動は、住民の日常生活の復旧と被災したコミュニティの再生に伴う活動です。このことから、保健師の災害支援は、被災地の各種の計画書の作成も含む、長期間の支援が必要とされます。

また、全戸訪問に必要な機器として、ITの開発は必須です。今回の健康調査は、住民基本台帳に記載されている全住民のデータを紙の調査票に貼り付けて、住宅地図と照らしての全戸訪問を実施したため、調査準備、調査実施、調査後の活動と膨大な時間を消費することになりました。

保健師活動は、そもそも未知の脅威に立ち向かう業務を担当しています。大規模災害時に対応できるDPHNTを訓練・派遣できれば、被災地の復旧・復興に多大な貢献ができると確信しています。

基調講演

原 ひろ子（はら・ひろこ）

城西国際大学国際人文学部国際文化学科（大学院 人文科学研究科）客員教授、お茶の水女子大学名誉教授

専門分野：文化人類学、ジェンダー研究／女性学

主な著書・研究業績：

『ジェンダー白書6ー女性と健康』（北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編）明石書店（2008）

『開発と健康ージェンダーの視点から』（共編著：青山温子、原ひろ子、喜多悦子）有斐閣（2001）

『健康とジェンダー』（共編著：原ひろ子、根村直美）明石書店（2000）

『生活と地球社会』（共編著：清野きみ、原ひろ子）放送大学教育振興会（1999）

『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』（共編：原ひろ子、前田瑞枝、大沢真理）新曜社（1996）

『ヘヤー・インディアンとその世界』平凡社（1989）

社会的活動：JAICOWS(女性科学研究者の環境改善に関する懇談会)代表、女性と健康ネットワーク副代表・事務局長、男女共同参画と災害・復興ネットワーク事務局長

<司会> 福富 護（ふくとみ・まもる）

東京学芸大学名誉教授

専門分野：ジェンダー心理学、青年（思春期）心理学

主な著書・研究業績：

『ジェンダー心理学』（編著）朝倉書店（2006）

『女性とジェンダーの心理学ハンドブック』（監訳）北大路書房（2004）

『ジェンダーのレンズ』（翻訳）川島書店（1999）

社会的活動：新宿区次世代育成協議会副会長

シンポジウム

甲斐田 きよみ（かいだ・きよみ）

名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程、愛知淑徳大学グローバルカルチャーコミュニケーション研究科非常勤講師

略歴：東京女子大学現代文化学部コミュニケーション学科修了（コミュニケーション学士）、英国イーストアングリア大学開発学部大学院ジェンダー分析学科修了（ジェンダー分析と開発修士）。東京都庁、青年海外協力隊（ニジェール）、国連ボランティア（レソト）、（独）国際協力機構（JICA）企画・調整部ジェンダー平等推進グループ、JICA 派遣長期専門家（ナイジェリア国立女性開発センター所属、ジェンダー課題アドバイザー及び JICA 技術協力プロジェクト専門家）を経て名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程在学中。愛知淑徳大学グローバルカルチャーコミュニケーション研究科で非常勤講師として「ジェンダーと開発」を担当。

主な著書・研究業績：

「モヘヤ製品化プロジェクトへの挑戦」地球市民のための情報誌 J-eyes 4 号（2002）

国際開発学会第 21 回全国大会口頭発表「ナイジェリア北部における女性の収入向上スキル習得とジェンダー役割」（2010）

日本アフリカ学会第 48 回全国大会口頭発表「ナイジェリア北部における女性の生計戦略」

国際開発学科第 22 回全国大会口頭発表「ジェンダーニーズ/関心の再考ー北部ナイジェリアを事例としてー」

荒井 啓子（あらい・けいこ）

学習院女子大学 国際文化交流学部教授

専門分野：スポーツ人類学、体育・スポーツ哲学、スポーツとジェンダー学

主な著書・研究業績：

『スポーツ・ジェンダー学への招待』（共著）明石書店（2004）

『教養としてのスポーツ人類学』（共著）大修館書店（2004）

「現代イスラーム女性と競技スポーツー国際大会出場へのカギ『イスラーム度』」スポーツ文化第 5 号（（独）日本スポーツ振興センター）（2008）

「イスラーム女性のスポーツ行動ーヴェールの世界のスポーツ文化」体育科教育第 50 巻第 9 号（2002）

社会的活動：（社）全国大学体育連合 監事、NPO 法人日本オリンピック・アカデミー 監事

山口 拓（やまぐち・たく）

特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド 理事、筑波大学体育専門学群助教

専門分野：スポーツを通じた国際開発、青少年・スポーツ政策、青少年・スポーツ行政など

略歴：大阪体育大学体育学部、同志社大学大学院 総合政策科学研究科修了（政策科学修士）、世界オリンピックズ協会 アジア・オセアニア地域事務所（ディレクター）、国際協力機構（短期専門家）、特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド

(所長)などを経て現職。

主な著書・研究業績:

『共に育つ -ハート・オブ・ゴールド 10 年の歩み-』(HG 十周年記念誌編集委員会編、共著) 特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド (2010)

『スポーツを通じた国際開発に関する調査研究報告書 第1部』 嘉納治五郎記念スポーツ研究・交流センター (2010)

『スポーツを通じた国際開発に関する調査研究報告書 第2部』 嘉納治五郎記念スポーツ研究・交流センター (2011)

「カンボジアにおける教育政策に関する一考察」体育学研究第57号(2012):掲載予定(早期公開中)

「カンボジア国児童の体格と体力との関係」(千葉義信・山口拓、共著) 神奈川体育研究 44(1):43-46 (2011)

「New PE and Sport Education phase in Cambodia」日本スポーツ教育学会 第30回記念 国際大会 [プロシーディングス]: 50-54 (2010)

社会的活動:(特定非営利活動法人)ハート・オブ・ゴールド理事、カンボジア障がい者陸上連盟理事、カンボジア王国教育省スポーツ総局顧問、アンコールワット国際ハーフマラソン顧問

<コーディネーター> 来田 享子 (らいた・きょうこ)

中京大学スポーツ科学部教授、博士(体育学)

専門分野: 体育・スポーツ史、スポーツとジェンダー研究

主な著書・研究業績:

『スポーツ・ジェンダー学への招待』(飯田貴子・井谷恵子編、共著) 明石書店 (2004)

『今奏でよう、身体のリズム』(三井悦子・池田恵子編、共著) 叢文社 (2007)

『スポーツ・ジェンダー: データブック 2010』編著、日本スポーツとジェンダー学会 (2010)

『越境するジェンダー研究』(財)東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、共著) 明石書店 (2010)

「1920-30年代のオリンピック・ムーブメントにおける性差の意味と価値づけを探る」体育史研究第24号(2007): pp.69-84.

「スポーツと「性別」の境界—オリンピックにおける性カテゴリーの扱い—」スポーツ社会学研究 18-2 (2010): 23-38.

社会的活動: 日本スポーツとジェンダー学会理事長、体育史学会理事、NPO 法人日本オリンピック・アカデミー理事、WomenSport International (WSI) 諮問委員会 (アドバイザー・ボード) 委員

特別講演

鈴木 るり子 (すずき・るりこ)

岩手看護短期大学専攻科地域看護学専攻教授

専門分野: 公衆衛生看護学

主な著書・研究業績:

『大槌町保健師による全戸家庭訪問と被災地復興』(共著) 明石書店(2012)

『吾が住み処ここより他になし—田野畑村元開拓保健婦のあゆみ』(岩見ヒサ子共編著) 萌文社 (2010)

「特集保健師による全戸家庭訪問からみえた復興への課題—岩手県大槌を例に」保健の科学 54(1): 4-9 (2012)

「沢内村の乳児死亡率」『子どものからだと心 白書 2009』子どものからだと心・連絡会議、8-11 (2009)

「生命行政の検証—岩手県旧沢内村(現西和賀町)の老人医療費無料化が村におよぼした影響」厚生指標 56(8): 6-10 (2009)

「今あらためて問う保健師の形—沢内の保健師活動に学ぶ—」保健師歴史研究 6: 1-14 (2009)

社会的活動: 一般社団法人全国保健師教育機関協議会理事、岩手公衆衛生学会理事、大槌町復興まちづくり創造懇談会アドバイザー、岩手県における東日本大震災被災者の支援を目的とした大規模コホート研究 研究員

<ディスカッサント> 北田 和美 (きただ・かずみ)

大阪女子短期大学人間健康学科教授

主な著書・研究業績:

『健康概論 心と体の健康』(共編著) 明研図書 (1999)

『目で見ると女性スポーツ白書』(共著) 大修館書店 (2001)

『スポーツジェンダー学への招待』(共著) 明石書店 (2004)

教材 VTR たのしいエアロビクスダンスシリーズ『エアロ・ザ・マス』(企画制作: 1-4 巻) 学習研究社 (2000)

教材 DVD 制作『なわ回しはすべての基本: 短縄編/長縄編』MK3 プロジェクト (2007)

社会的活動: MK3 プロジェクト、教師塾代表(生涯体育・健康教育に関わる教材研究及び実技指導法開発研究会)

フィットネスインストラクターとして、幼児から高齢者までの健康づくり運動指導にかかわる。ADI(厚労省公認フィットネスインストラクター)、NCA 日本体調改善運動普及協会認定コンディショニングインストラクター、大阪府スポーツ推進審議会委員、健康運動指導士養成講習会講師、大阪体育学会理事、日本幼少児健康教育学会常任理事、日本スポーツとジェンダー学会会員

＜コーディネーター＞建石 真公子（たていし・ひろこ）

法政大学法学部教授

専門分野：憲法学、国際人権法学

主な著書・研究業績：

『身体・性・生—個人の尊重とジェンダー』（共編著）尚学社、近刊

『男女平等参画社会へ—女性のエンパワメントと自治体—』（編共著）自治総研ブックス⑤、公人社（2009）

『越境するジェンダー研究』（財）東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、共著）明石書店（2010）

『コンメンタル女性差別撤廃条約』（山下泰子ほか編、共著）尚学社（2010）

「フランス 2008 年憲法改正後の違憲審査と条約適合性審査—人権保障における憲法とヨーロッパ人権条約の規範の対立における逆説的な強化—（1）」法学志林 709 巻 3 号、1~52.

「国際的な子の奪取に対する国内裁判所の返還命令と『家族生活の尊重の権利』保護—ノイリンガーとシュルク対スイス判決（ヨーロッパ人権裁判所大法廷判決 2010 年 7 月 6 日判決）、国際人権 22 号、173-176.

「性差別撤廃諸条約の国内実施—カナダとフランスにおける性差別撤廃諸条約の実効性・人権・デモクラシー」ジェンダーと法 No.5（2009）：83-97.

「国際人権保障の現状と課題—ヨーロッパを中心に—」ジュリスト no.1378（2009）：70~80.

【翻訳】ミシェル・ルヴィネ(Michel Levinet)「ヨーロッパ人権裁判所判例における身体の自己決定原則」、スポーツとジェンダー研究 9（2011）：89-113.

社会的活動：国際人権法学会理事、比較法学会理事、女性法律家協会幹事

日本スポーツとジェンダー学会 入会のご案内

日本スポーツとジェンダー学会(JSSGS)では、随時、会員の入会を受け付けております。事務局まで直接お問い合わせいただくか、本学会のホームページよりお申込みください。

＜入会お申し込み／お問い合わせ先＞

日本スポーツとジェンダー学会 事務局
〒168-8555 東京都杉並区永福 1-9-1
明治大学 政治経済学部 高峰研究室内
Tel/Fax: 03-5300-1740
<http://www.jssgs.org/> e-mail: info@jssgs.org

JSSGS ホームページからの申込方法

日本スポーツとジェンダー学会のホームページ(<http://www.jssgs.org>)にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要事項をご入力ください(入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください)。事務局から申込み受付確認のメールを返信します。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後、1 週間を経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブル等が発生した可能性がありますので、お手数ですが info@jssgs.org までご連絡ください。

オンラインでの登録は、仮登録となります。JSSGS 規約に定められた会費を納入していただくことにより、登録が正式に完了します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申込み受付確認メールでお知らせ致します。

◆現在の会員種別と年会費は下記のようになっています。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,500 円
- (3) 団体会員 10 名につき年額 10,000 円
- (4) 賛助会員 年額 10,000 円

ホームページのご案内

日本スポーツとジェンダー学会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。研究集会への案内や報告をはじめ、図書情報、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させていく予定です。皆様のアクセスをお待ち致しております。

JSSGS ホームページ URL <http://www.jssgs.org>

「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー学会(JSSGS)の研究誌「スポーツとジェンダー研究」を毎年3月に刊行しております。同誌には、その年度に開催された JSSGS 主催の学会大会・研究交流会報告の他、スポーツとジェンダー研究に関する論文、研究ノート、海外文献紹介、書評等が掲載されます。原著論文、研究ノートの投稿は随時募集しております。

編集規定並びに投稿規定を厳守の上、ご投稿ください。両規定につきましては、学会事務局にお問い合わせいただくか、本学会ホームページでご確認ください。

2012 年 10 月 31 日までに投稿された論文等は、2013 年 3 月に刊行予定の第 11 巻掲載分として審査されます。皆様の投稿をお待ちしております。

広報協力

「月刊 体育施設」

「体育科教育」

「体育の科学」

「ふえみん」

公益社団法人 全国大学体育連合

一般社団法人 日本体育学会

ATACK NET

ジェンダー法学会

NPO 法人 ウィメンズ アクション ネットワーク (WAN)

健康・スポーツ科学女性研究者ネットワーク

女性スポーツ財団日本支部

日本 NPO 学会

日本女性学会

日本スポーツ社会学会

日本スポーツ心理学会

婦人団体連合会

日本スポーツとジェンダー学会 第 11 回大会 プログラム&発表抄録集

2012 年 7 月 7 日発行 (非売品)

編集発行：日本スポーツとジェンダー学会
第 11 回大会実行委員会

事務局：〒206-8515 東京都多摩市永山 7-3-1
国士舘大学体育学部 田原淳子研究室内
Tel&Fax：042-339-7294

e-mail：congressoffice@jssgs.org

学会 HP：http://www.jssgs.org

印刷：株式会社 コームラ

発行者の許可なく転載することを禁ず